

第1回条例検討会議（令和2年8月5日）の意見概要

1. 座長の最終まとめコメント

各委員の共通の方向性として以下の点を挙げられた。

- ・県民全体のための条例となること
- ・具体的な実効性のある条例となること
- ・子どもだけでなく大人の意識改革が大事であるということ
- ・制裁的な手法ではなく、支援や誘導的な手法が重要であり、アプローチは、個人と企業団体で分けて考えるべき。

2. 各委員の意見概要

(1) 条例検討にあたって重要なこと

- ・性の多様性の課題は、当事者のニーズという観点でなく、権利の侵害という人権課題としてアプローチ（人権基盤型アプローチ）をすべきである。
- ・条例の範囲は幅広くしたほうがいいが、どこまでカバーするか。性的指向・性自認は全ての県民に関わることであり、当事者には障がい者もいるなどの交差性、重層性を意識することも大事。
- ・当事者、当事者の家族、当事者以外の三方よしの条例とするといい。県内に医療相談ができる窓口が望まれる。
- ・命を重んじるルールとするなど、伝統や過去の前例にとらわれることなく、新しい条例にしてほしい。
- ・国における基本法はないが、考え方として①理解増進法 ②差別解消推進法 ③差別禁止法の3つが考えうるが、三重県の考え方は②に近いよう思うが、①理解増進が望ましい。
- ・本当は三重に住みたいのに上京する当事者が、将来三重に住みたいと思える条例となるように。アウティング禁止等への制約については、個人と企業・団体で議論を分けるべき。
- ・県内当事者アンケートにある声をしっかり反映した条例となり、当事者も含めた誰もがすこしやすいような社会となるとよい。
- ・当事者の生きづらさからの県外流出や自死は県全体での損失であり、その点からも県民全体のための条例の意味付けになると見える。

(2) 県提示の論点に対する考え方について（主なもの）

①条例の趣旨・めざす社会について

- ・性の多様性への理解を広め、社会の共通課題として推進するという目的でとどめず、解消や解決までを目的とすべき。

②カミングアウト強制及びアウティングの禁止と制裁について

- ・カミングアウトの強制及びアウティングの禁止について、個人や企業・団体対象に盛り込むことには賛同するが、制裁的な手法ではなく、行政として支援（の介入を）していくべき。
- ・アウティングを起こさない取組を考えることが重要。
- ・性的指向又は性自認は、デリケートなことで言ってはいけないというが一般的になつておらず、共通認識は必要。

- ・アウティング禁止は賛成であるが、相談された側がどうすればいいか、相談するところの周知などを考えていかないといけない。
- ・制約を個人に課すのはハレーションなどもあり時期尚早である。企業団体においては議論の意味はある。
- ・個人のレベルでの禁止、罰則は冷たい社会につながりかねない。禁止は手段であり「差別をしてはいけない」ということと違う。大阪府は理解増進の条例であり、東京都も条例では差別禁止を明記したが、その基本計画では差別禁止を明示していない。
- ・罰則など制裁的手法は学校なども従うなど強いメッセージになると思う。

③政策のあり方（条例の実効性）

- ・ダイバーシティ＆インクルージョンのインクルージョンが重要であり、難しい。人権をどう保障するのか、何を学ぶのかではなく、どう学ぶかが大変重要である。
- ・県提示の取組方向である3本の柱「理解促進」「相談支援」「社会的な障壁の除去」について、差別も障壁にあるため、ここについては、「理解促進」との整理を考えられたい。
- ・トランジエンダーへの取組は、理解でなく、支援が重要
- ・条例に基づき、今後5年間、県はどのような計画で、何を優先して取り組むのかということも論点整理が必要である。
- ・企業表彰、調達制度での優遇など誘導的な手法も検討してはどうか。

④パートナーシップ制度について

- ・具体的な先行事例など基に議論が必要である。
- ・導入済みの他自治体との連携についても視野に入れるとよい。

⑤教育

- ・人権教育については、就学前教育からするのが当然である。
- ・多目的トイレ利用や頭髪の自由を認めるなど、学校から社会を変えていくことが重要である。
- ・大人の理解が必要である。学校であれば、保護者や地域の人への教育が重要。特に50歳以上へのアプローチが必要。

⑥就労

- ・中小企業への啓発が必要であるし、その啓発後に行動につながるかが重要である。

⑦その他

- ・小さなコミュニティでは同調圧力が働きやすいが、それをいい面に働かすことを考えるといい。
- ・当事者以外の声など多くの意見を聞くことも重要
- ・情報の重要性

以上